

## 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正の理由

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正により、運転免許試験等に係る手数料の額の標準が改められることから、本県の当該手数料の設定等を行うため、および道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正により、運転免許証の更新を受けなかった者に対して運転経歴証明書を交付することができることとなることに伴い、当該交付の手数料を設定するため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) やむを得ない理由のために運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する運転免許試験および運転免許証交付に係る手数料を新たに設定することとします。（別表第7関係）
- (2) 運転免許証再交付手数料の額の一部を改定することとします。（別表第7関係）
- (3) 運転免許証の更新を受けなかった者に対する運転経歴証明書の交付（再交付を含む。）の手数料を新たに設定することとします。（別表第7関係）
- (4) その他
  - ア この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行することとします。
  - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表

旧			新		
本則および付則 省略 別表第1～第6 省略 別表第7（第2条関係） 道路交通法に基づく警察関係事務手数料 1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料			本則および付則 省略 別表第1～第6 省略 別表第7（第2条関係） 道路交通法に基づく警察関係事務手数料 1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料		
納付すべき者	区分	金額	納付すべき者	区分	金額
(1) 道路交通法（以下この表において「法」という。）第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る試験 (ア) 省略 (イ) 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円	(1) 道路交通法（以下この表において「法」という。）第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る試験 (ア) 省略 (イ) 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円 <u>（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この表において「政令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証（以下</u>

							この表において「免許証」という。)の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円)
		(ウ) 省略		(ウ) 省略			
		イ 普通自動車免許に係る試験		イ 普通自動車免許に係る試験			
		(ア) 省略		(ア) 省略			
		(イ) 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円	(イ) 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円	(政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円)	
		(ウ) 省略		(ウ) 省略			
		ウ 特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普		ウ 特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普			

	<p>通自動二輪車免許または<sup>けん</sup>牽引免許をいう。以下同じ。) または大型特殊自動車第二種免許もしくは<sup>けん</sup>牽引第二種免許に係る試験</p> <p>(7) 省略</p> <p>(イ) 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	1,900円			<p>通自動二輪車免許または<sup>けん</sup>牽引免許をいう。以下同じ。) または大型特殊自動車第二種免許もしくは<sup>けん</sup>牽引第二種免許に係る試験</p> <p>(7) 省略</p> <p>(イ) 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>1,900円 (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円)</p>
	<p>(ウ) 省略</p> <p>エ 小型特殊自動車免許または原動機付自転車免許に係る試験</p> <p>(7) 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p>	1,900円			<p>(ウ) 省略</p> <p>エ 小型特殊自動車免許または原動機付自転車免許に係る試験</p> <p>(7) 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>1,900円 (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得</p>

	<p>(イ) 省略</p> <p>オ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る試験</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>カ 省略</p>	1,900円				<p>ない理由のため免許の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円)</p>
	<p>(イ) 省略</p> <p>オ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る試験</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>カ 省略</p>	1,900円				<p>1,900円(政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円)</p>

(1)の2および(2) 省略				(1)の2および(2) 省略			
(3) 法第92条第1項の規定による運転免許証(以下この表において「免許証」という。)の交付を受けようとする者	免許証交付手数料	ア 第一種運転免許または第二種運転免許に係る免許証	2,050円(法第92条第1項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)	(3) 法第92条第1項の規定による免許証の交付を受けようとする者	免許証交付手数料	ア 第一種運転免許または第二種運転免許に係る免許証 (イ) (イ)に掲げる交付以外の交付	2,050円(法第92条第1項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)  (イ) 政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けること

						ができなかった者であ って、法第97条の2第 1項第3号に該当して 同項の規定の適用を受 けたものに対する交付	許証に他の種類の 運転免許に係る事 項を記載してその 種類の運転免許に 係る免許証の交付 に代える場合に あっては、1,700円に、 当該他の種類の運 転免許に係る事項 を記載するごとに 200円を加えた額)
		イ 仮運転免許に係る免許 証	1,150円			イ 仮運転免許に係る免許 証	1,150円
(4) 法第94 条第2項の 規定による 免許証の再 交付を受け ようとする 者	免許証再 交付手数 料	ア 第一種運転免許または 第二種運転免許に係る免 許証 イ 仮運転免許に係る免許 証	3,500円  1,150円	(4) 法第94 条第2項の 規定による 免許証の再 交付を受け ようとする 者	免許証再 交付手数 料	ア 第一種運転免許または 第二種運転免許に係る免 許証 イ 仮運転免許に係る免許 証	2,250円  1,150円
(4)の2～(11) 省略				(4)の2～(11) 省略			
(12) 法第10 8条の2第	講習手数 料	ア～コ 省略 サ 法第108条の2第1項		(12) 法第10 8条の2第	講習手数 料	ア～コ 省略 サ 法第108条の2第1項	

1項各号に掲げる講習を受けようとする者	第11号に掲げる講習 (ア)および(イ) 省略 (ウ) 法第92条の2第1項の表備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	1,350円（国家公安委員会規則で定める <u>道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）</u> 第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、800円）
(13) 省略	シ～セ 省略	

1項各号に掲げる講習を受けようとする者	第11号に掲げる講習 (ア)および(イ) 省略 (ウ) 法第92条の2第1項の表備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	1,350円（国家公安委員会規則で定める <u>政令第33条の7</u> 第2項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、800円）
(13) 省略	シ～セ 省略	

注1～8 省略

2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料

区 分	金 額
(1)～(10) 省略	
(11) 法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付（再交付を含む。）の手数料	同 1,100円
(12)・(13) 省略	

注1～8 省略

2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料

区 分	金 額
(1)～(10) 省略	
(11) 法第104条の4第6項（ <u>法第105条第2項において準用する場合を含む。</u> ）の規定に基づく運転経歴証明書の交付（再交付を含む。）の手数料	同 1,100円
(12)・(13) 省略	



| 以下 省略

| 以下 省略